

健保だより

スタンレー電気健康保険組合



令和8年度 予算のお知らせ



健康の保持・増進のための 効果的な保健事業を推進します

スタンレー電気健康保険組合の令和8年度予算案は、去る2月23日に開催された第156回組合会で可決承認されましたので、その概要をお知らせいたします。

本年度は、政府の「子ども未来戦略・加速化プラン」に基づき、新たに「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります。従来の健康保険料・介護保険料に加えて一定のご負担をお願いすることになりますが、日本全体の少子化対策を支えるための制度として、ご理解を賜れば幸いです。

令和8年度の予算額は46億4千5百万円、経常収支は2千6百万円の黒字を見込んでいます。賃金上昇などにより保険料収入は前年度予算比5千4百万円増の30億3百万円となります。一方で支出については、主に高齢者に対する納付金は2億1千万円減少するものの、保険給付費は6千7百万円増加の16億2千6百万円と見込んでいます。

また、令和8年度は診療報酬改定や高額療養費制度の見直し、マイナ保険証への移行、医療DXの進展など、健康保険を取り巻く環境が大き

今年度の予算のポイント

- 一般勘定は保険給付費等の増加があるものの納付金の減少により、かろうじて黒字の見通し。
- 介護勘定は従来からの剰余金を取り崩すために保険料率を引き下げ。
- 子ども・子育て支援金制度が開始。

く変化する年でもあります。これらは医療費の動向にも影響するため、引き続き慎重な財政運営が求められます。

当健保組合では、加入者の皆さまの健康維持と重症化予防に向け、がん検診を含む健保健診や各種保健事業を積極的に展開してまいります。さらに、本年度からホワイト500の認定を受けたスタンレー電気株式会社と連携し、コラボヘルスを強化しながら、医療費適正化と健康意識向上に取り組んでまいります。

皆さまにおかれましても、健診受診や健康づくりへの積極的な参加をお願い申し上げます。

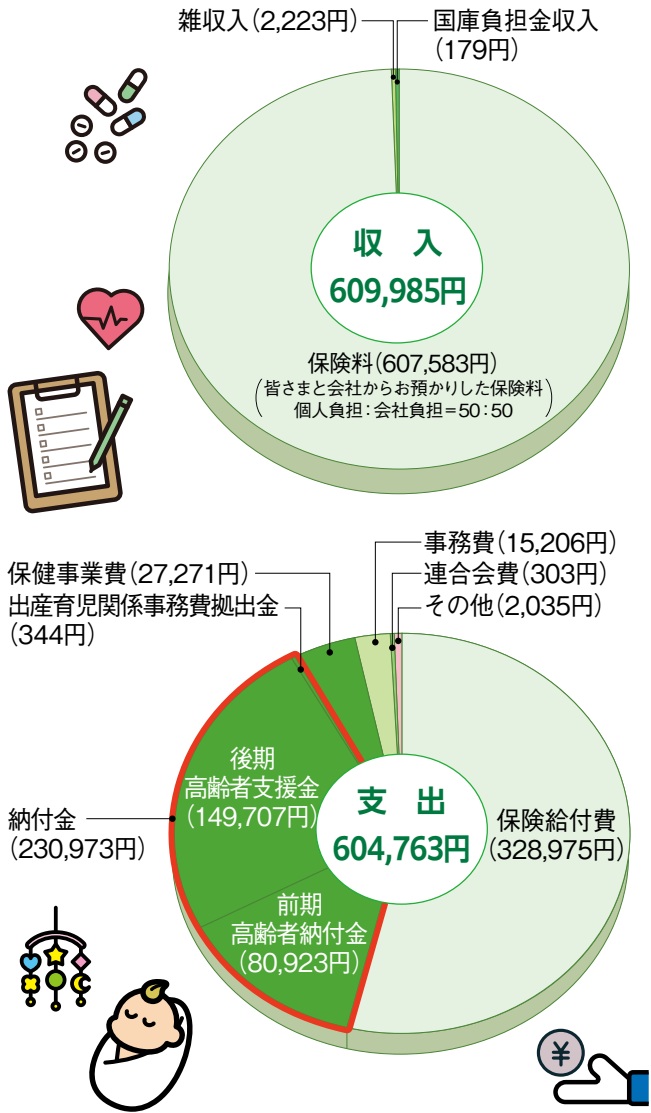


令和8年度 収入支出予算概要

健康保険分

収入 (百万円)	保険料※	3,003
	基本保険料	1,879
	特定保険料	1,124
	国庫負担金収入等※	1
	調整保険料	33
	繰越金	1,595
	繰入金	0
	国庫補助金収入	0
	財政調整事業交付金	1
	雑収入※	11
	介護勘定受入	0
合計	4,645	
※経常収入合計	3,015	
支出 (百万円)	事務費※	75
	保険給付費※	1,626
	法定給付費	1,557
	付加給付費	69
	納付金※	1,142
	前期高齢者納付金	400
	後期高齢者支援金	740
	保健事業費※	135
	営繕費	7
	財政調整事業拠出金	33
	連合会費※	2
	予備費	1,615
	その他※	10
	合計	4,645
※経常支出合計	2,989	
経常収支差引額	26百万円	

経常収支を被保険者1人当たりで見ると



介護保険分

収入 (百万円)	繰越金	214
	合計	535
支出 (百万円)	介護納付金	290
	還付金	1
	予備費	244
合計	535	

子ども・子育て支援金分

収入 (百万円)	支援金収入	75
	一般勘定受入	1
合計	76	
支出 (百万円)	支援納付金	66
	予備費	10
合計	76	

予算編成の基礎となった数字

- 被保険者数 4,943人 (男性 4,036人、女性 907人)
 - ・ 特定健診の受診対象者数 3,693人
(被保険者 2,674人、被扶養者 1,019人)
- 平均標準報酬月額 427,634円
(男性 448,319円、女性 335,587円)
- 総標準賞与額(年間合計) 8,021,504千円
- 平均年齢 42.04歳 (男性 42.93歳、女性 38.03歳)
- 被扶養者数 3,777人
- 前期高齢者加入率 1.314031%
- 健康保険料率 1,000分の93.000
(事業主 1,000分の46.500、被保険者 1,000分の46.500)
- 介護保険の対象となる被保険者数 2,568人
- 介護保険料率 1,000分の11.100
(事業主 1,000分の5.550、被保険者 1,000分の5.550)
- 子ども・子育て支援金率 1,000分の2.300
(事業主 1,000分の1.150、被保険者 1,000分の1.150)

令和
8年度

当健保組合の主な重点施策について

健康推進

- 特定保健指導の終了率と特定健診率の向上
- 被扶養者の人間ドック等受診率向上

コラボヘルス

- 禁煙プログラムの申込み人数のアップ
- 人間ドックの事業主健診の代替え対応
- 20歳代女性へ子宮頸がん検診提供

財政健全化

- 重症化予防対象者への保健指導の強化
- R9年度の健診制度統一化に向けた体制作り

健保運営の改善/効率化

- KOSMO-WEB登録率の向上
- 被保険者から直接申請できるシステムの充実化



健診を受けましょう!!

国が推奨するがん検診

胃がん	50歳以上	2年に1回
子宮頸がん	20歳以上	2年に1回
肺がん	40歳以上	年に1回
乳がん	40歳以上	2年に1回
大腸がん	40歳以上	年に1回

- 当健保組合ではがん検診項目を人間ドック 5,000円、けんぽ共同健診 0円で受診することができます。(30歳以上)
- **今年度から20歳以上の女性に子宮頸がん検診の受診補助を開始**します
(詳細については後日ご連絡します)
- **けんぽ共同健診が4月15日から予約スタート**します。
ご家族で当健保組合の健診を活用して受診をしましょう。

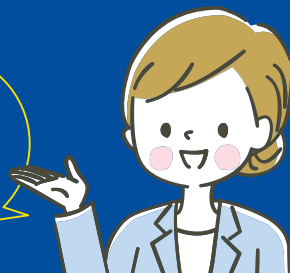


「子ども・子育て支援金制度」が始まります

令和8年度から

一般保険料と併せ

子ども・子育て支援金の拠出を
していただくこととなります



子ども・子育て支援金制度って何？

子ども・子育て支援金制度は、全世代・全経済主体から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**子供や子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。

子ども・子育て支援金はこんなことに使われます

① 児童手当の拡充

令和6年
10月から

所得制限を撤廃し、支給期間を高校生年代まで延長、第3子以降を増額



② 妊婦のための支援給付

令和7年
4月から

妊娠時と出産時の2回に分けて、計10万円が支給される制度



③ こども誰でも通園制度

令和8年
4月から

生後6ヵ月から3歳未満の子供を、理由を問わず時間単位で保育所などに預けられる制度



④ 育休中の給付拡充

令和7年
4月から

両親が出生後一定期間内に育休を取ると、給付金が最大28日間上乗せされ、手取り100%を確保する制度



⑤ 時短勤務時の収入減少を補填

令和7年
4月から

2歳未満の子供を育てる人が時短勤務した場合、時短期間中の賃金の約10%が支給される制度



⑥ 国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除

令和8年
10月から

自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者が、子供が1歳になるまでの期間、国民年金保険料を免除される制度



健保組合の給付に使われるの？

子ども・子育て支援金は、健康保険組合などの医療保険者が保険料として徴収し、納付することが法律で定められています。法律上は保険料として規定されていますが、健保組合が加入者のために行う**保険給付や保健事業に充てることはできません**。健保組合は、国に代わって徴収し、納付する役割だけを担います。



いつから始まるの？



子ども・子育て支援金は、**令和8年4月分保険料**より一般保険料・介護保険料と併せて徴収されます。納入告知書（請求書）には、一般保険料、介護保険料に続き、**第3の費目**として追加されます。

一般保険料

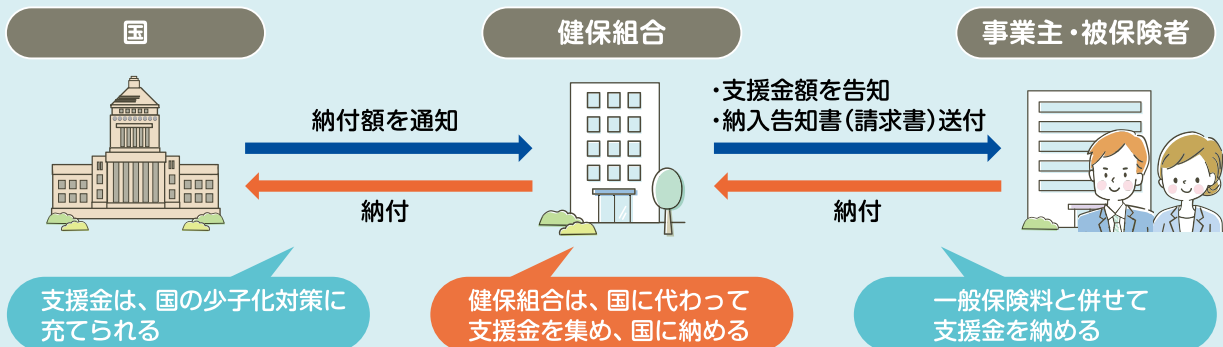
+

介護保険料
(介護納付金分)

+

子ども・子育て支援金
(子ども・子育て支援納付金分)

子ども・子育て支援金の徴収・納付の仕組み



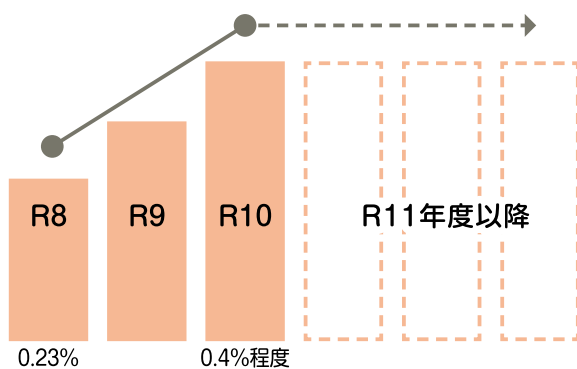
負担はどのくらいになるの？



支援金の額を決める支援金率は、令和8年度は**0.23%**で、令和10年度にかけて段階的に**0.4%程度**まで上がることが想定されています。ただし、国は令和10年度に支援金の上限額を約1兆円と決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように右肩上がりが増え続けることはありません。なお、支援金は**事業主と被保険者が原則折半**して負担します。

子ども・子育て支援金の負担額のイメージ

支援金率・支援金の負担イメージ



1人当たり負担額 (令和8年度)

(標準報酬月額 × 支援金率 = 毎月の負担額)

例) 標準報酬月額が30万円、支援金率0.23%の場合

30万円 × 0.23% = 690円 / 月

事業主負担 (50%) **345円** : 被保険者負担 (50%) **345円**

年間負担額

345円 × 12ヵ月 = 4,140円 (自己負担)

※ 賞与からも別途徴収されます。

※ 任意継続被保険者は事業主負担分を含めた全額が自己負担となります。

各年度における
支援金の総額

R8年度
約6,000億円

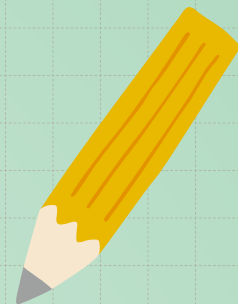
R9年度
約8,000億円

R10年度
約1兆円

新ルールが
始まります

被扶養者の認定基準が 変わります

健康保険の被扶養者となるには健康保険組合の認定基準を満たす必要がありますが、
年収についての認定基準に2つの変更点があります。



令和8年
4月1日より

被扶養者認定の際の年収の判定方法が変わります

変更点

「労働条件通知書」などに記載された時給・労働時間・日数・通勤手当などから見込まれる年収によって判定されます。
労働契約に明確な規定のない時間外労働に関する賃金などは、原則として年収には含まないこととなります。

対象者

収入が**給与収入のみ**の被扶養者の方
※年金や失業給付金など給与収入以外の収入のある方は対象外となります。



従来

【判定方法】

過去や現在の収入、または将来の収入見込みなどから、今後年間の収入見込みを判定

【提出書類】

収入証明書や課税(非課税)証明書など

令和8年4月1日以降

【判定方法】

労働条件通知書などの労働契約内容が確認できる書類の記載内容から見込まれる年収によって判定

【提出書類】

- 労働契約内容が確認できる書類(労働条件通知書や雇用契約書など)
- 認定対象者の「給与収入のみである」旨の申立書



被扶養者の認定後、当初見込んでいなかった臨時収入により、結果的に年収が基準額を超えてしまった場合でも、社会通念上妥当である範囲にとどまる場合は、被扶養者の認定が取り消されることはありません。

※労働契約内容が確認できる書類がない場合は、従来の方により年収を判定することとなります。

令和7年
10月1日より

19歳以上23歳未満の方の 被扶養者認定の際の年収要件が 変更されました

変更点

年収要件が、130万円未満から**150万円未満**に引き上げとなりました。

対象者

19歳以上23歳未満の被扶養者(被保険者の配偶者を除く)。
学生・学生以外のどちらも対象となります。



対象となるご家族を被扶養者にするときは、「被扶養者(異動)届」に必要な事項を記入し、必要な書類を添えて、**速やかに**事業所経由で当健保組合へ提出してください。
※当健保組合による認定が必要となります。

年齢要件は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。
なお、民法準用により、年齢は誕生日の前日において加算するため、誕生日が1月1日の方は12月31日に年齢が加算されることとなります。

【例】扶養認定を受ける方がN年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、N年における年収要件は150万円未満となります。

	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳
扶養認定対象者	N-1年	N年	N+1年	N+2年	N+3年	N+4年
	130万円未満	150万円未満			130万円未満	

※詳しくは、日本年金機構のHPをご確認ください。 <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2025/202508/0819.html>

被扶養者に変更があった場合は、「被扶養者(異動)届」に必要な書類を添付して、**速やかに**事業所を経由して当健保組合へ提出してください。